

通常実施権等の登録に係る申請方法の在り方について

平成 19 年 10 月
特 許 庁

1. 論点

- (1) 共同申請は、登録対象である通常実施権の真実性と、それを登録して第三者対抗力を具備させるという当事者の意思を確認するための方法と考えられるが、ライセンス契約を公正証書とした単独申請の場合、通常実施権の真実性は担保できても登録申請の意思までは確認できないこととなる。また、実体的にも特許権者等は「通常実施権を許諾しても登録はさせない」という選択肢がなくなる。これらの観点から、単独申請は妥当か。
- (2) 不動産賃借権については、賃借権の登記具備の他、賃借人を保護すべきとの社会的な要請から、借地借家法による対抗要件が認められており、賃借人が単独で対抗要件を備えることが可能となっている。このように、一定の政策的な必要性があれば単独申請を認めることも可能と考えることはできるか。
- (3) 仮に単独申請の導入は難しいとしても、特許権者等の登録への協力義務を法定することは可能か。
- (4) 通常実施権の登録のほか、登録が効力発生要件とされている専用実施権の設定等、特許権の移転、質権の設定に係る登録方法について、単独申請によることを認めることは可能か。

2. 具体的検討

(1) 登記・登録制度における共同申請の考え方

特許に関する権利の登録の申請方法については、不動産登記法をはじめとする他の登記・登録制度と同様に、登録権利者及び登録義務者双方による共同申請（登録義務者の承諾書がある場合は登録権利者のみで登録可能であることを含む）を原則としている（特許登録令第18条、第19条）。これは、登録によって不利益を受ける登録義務者が申請人となることで登録内容の真実性を確保するとともに、当事者双方の登録申請意思（真意性）を確認するための方法である¹。通常実施権の登録に即していえば、通常実施権を登録して第三者対抗力を具備させることについて、登録権利者（通常実施権者）及び登録義務者（通常実施権許諾者）双方の意思を確認することで、申請の真実性及び真意性を確保している。

しかし、現状においては、通常実施権者が通常実施権の登録申請を行いたい場合でも、通常実施権許諾者の協力を得られずに登録することができ

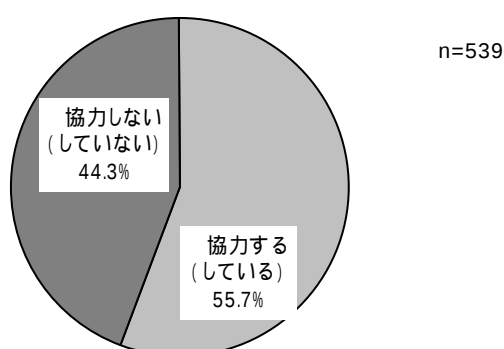
¹ 法律学全集 25- 不動産登記法（第四版）：幾代 通／徳本 伸一著 71 頁

ない場合があるとの指摘があり【図 3-1 参照】、必ずしも制度利用者のニーズに合った制度となっていない。

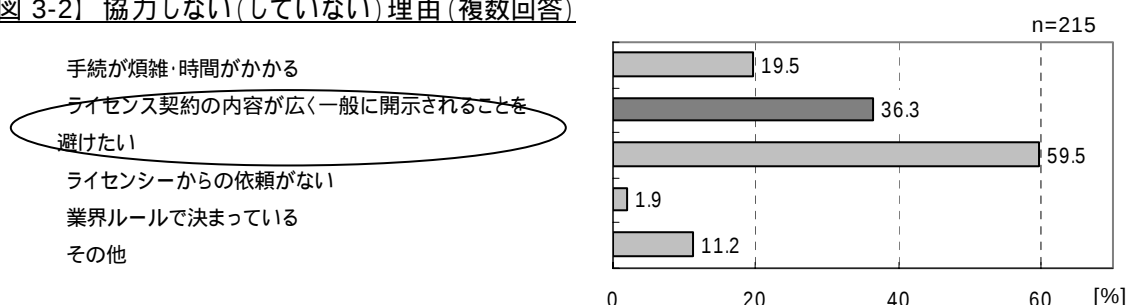
このため、登録申請の真実性・真意性について一定程度の確保を図りつつ、申請者の利便性を考慮した制度として、単独申請の導入を検討する。

もっとも、通常実施権許諾者が登録に協力しない理由としては、「ライセンス契約の内容が広く一般に開示されることを避けたい」との回答が3割強あるため【図 3-2 参照】、既に検討したとおり、登録事項について二段階の開示制度を設け、通常実施権者の氏名等及び範囲については一定の利害関係人のみに開示するとすれば、登録に協力する特許権者等の割合は増えるものとみられる。

【図 3-1】 ライセンサーの立場において、通常実施権の登録に協力するか(しているか)



【図 3-2】 協力しない(していない)理由(複数回答)



【出典：平成 18 年度 知的財産の適切な活用のあり方に関する調査研究報告書 / (財) 知的財産研究所】

(2) 登録請求権（実施許諾者の登録義務）について

通常実施権者が実施権を登録しようとしても、実施許諾者が登録に協力しない場合に、通常実施権者から実施許諾者に対する登録請求権（実施許諾者の登録義務）が認められるかという点について、判例では、通常実施権の非排他的な性格を理由に当事者間における特約がない場合には、これを否定している（最判昭和 48 年 4 月 20 日民集 27 巻 3 号 580 頁）。

なお、賃借人の登記請求権についても、賃貸借を債権契約とする民法の

下では、特約がない限りこれを否定するほかはないというのが判例・通説である（大判大正10年7月11日民録27輯1378頁）。

このように、通常実施権者から特許権者等に対する登録請求権は当然には認められず、現行の共同申請原則の制度のもとでは、ライセンス契約において通常実施権登録の協力に係る特約がない場合、特許権者等の任意の協力が得られない限り、通常実施権者はその登録をして対抗力を具備することができない。

(3)登録申請の真実性及び真意性の担保について（論点(1)）

前述のとおり、現行制度においては、登録申請の原因となる権利関係の真実性を確保するために共同申請手続を法定しているが、その方法は共同申請に限られるものではない。具体的には、申請の原因書面たる契約書を公正証書として添付させることにより、単独申請であっても、その真実性の確保が可能と考えられる。

また、当事者双方の登録申請意思の確認という観点については、単独申請を認めた場合、法制度としては登録義務者の意思確認が不要となることになる。しかしながら、上述の公証制度を利用した単独申請制度の場合、登録義務者は実施権登録をする意思がない場合には、公正証書の作成を認めないことが可能であり、その意思に反して単独申請により実施権登録がなされることはないことになる（公証人法第58条及び第58条の2）²。

このように、公証制度を利用した単独申請制度の導入により、申請の真実性及び真意性を一定程度確保した制度を構築することが可能となる³。

（参考）商標権の移転登録について

商標登録令においては、平成8年の商標法条約（Trademark Law Treaty）の批准に際し、商標権の移転登録について、認証のある契約書の謄本又は抄本を添付した場合には、登録権利者又は登録義務者の一方だけで登録することができるとしており、共同申請の原則を維持しつつ、一定の場合には単独申請を認めている（商標登録令第8条、商標登録令施行規則第4条の3）。

(4)不動産賃借権の考え方について（論点(2)）

登記・登録制度においては、前述のとおり共同申請が一般則となっているが、政策的な観点から、一定の必要性があれば権利者が単独で対抗要件

² 公正証書の作成には、本人であることを証明する書類（印鑑証明・登記簿謄本など）、代理人による手続の場合は委任状、が必要である。また、原則として、当事者双方の代理をひとりで行うことはできないとされている。認証の方法は、当事者又は代理人が、公証人の面前で証書の署名又は押印が本人のものであることを確認する、若しくは証書に署名又は押印するという方法で行われる。

³ 公証人法第44条では、「囑託人、其ノ承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得」とされているが、公証人法の解釈では当該利害関係人の範囲は必ずしも明確ではない。

を備えうるといふ制度も存在する。

例えば、不動産賃借権については、一般に賃貸人に比して弱者である賃借人を保護すべきとの要請から、借地借家法による対抗要件が認められている。すなわち、借地権は、その登記がなくとも、土地の上に借地権者が登記された建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗できる（借地借家法第10条第1項）。また、建物の賃貸借については、その登記がなくとも、その建物の引き渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対して、その効力を生ずるとされている（同法第31条）。これは、債権者は物権の場合と異なり登記請求権を有しない、すなわち登記義務者の協力がないと対抗力を備えることができないと解される民法上の一般則の中にあって、債権である賃借権について、登記義務者の意思に関わらず対抗要件を備えることを可能としている例外的な制度と考えられる。

このような考え方を踏まえれば、特許法においても、通常実施権者が実施権の登録を行いたい場合に、当事者間の力関係によっては、登録義務者の協力を得られず、登録することができない場合もあることから、ライセンサー保護の要請が高まっている中で、政策的配慮により、共同申請の原則は維持しつつも、一定の場合には単独申請という選択肢を認めることが可能と考えられる。

(5) 特許権者に対する協力義務について（論点(3)）

ライセンサーの保護を図る方法としては、登録の単独申請の導入の他にも、特許権者等に対して協力義務を課すことも考えられる。しかしながら、前述したとおり、公証制度を利用した単独申請であれば特許権者等が公正証書の作成に協力しないとの選択肢が残されるのに対して、登録協力義務については、特許権者の実施権登録の拒否権を直接的に奪うことにほかならず、ライセンサー保護の側面に過度に偏った制度となるおそれがある。

(6) 登録制度全般についての検討（論点(4)）

特許法においては通常実施権の他にも、効力発生要件として、専用実施権の設定等、特許権の移転及び質権の設定に係る登録制度も存在する。

これらについては、登録が効力発生要件であるため（特許法第98条第1項）これらの権利変動に係る合意をした場合には、登録義務者（特許権者）には当然に登録に協力する義務が生じており、登録の拒否権はないものと考えられる。

したがって、特許権の移転並びに専用実施権及び質権の設定等の登録については、債権的な権利として解されている通常実施権よりも単独申請に馴染みやすい側面を有しており、一定の場合に単独申請を認めることに大きな問題はないと考えられる。

(参考) 特許法条約について

特許法条約 (Patent Law Treaty) では、権利の移転、実施権又は担保権の設定等について単独申請による登録が認められている (特許法条約に基づく規則第 16 規則 (1) 及び第 17 規則 (1) \ (9))。このため、我が国が同条約を批准する場合には、通常実施権のみならず、特許権の移転、専用実施権又は質権の設定等についても、一定の場合には単独申請という選択肢を認めることが必要である。

3 . 制度改正試案 (たたき台)

以上の検討を踏まえると、通常実施権等の登録申請について、次のような制度を設けることが考えられる。

- 通常実施権の設定等をはじめとした特許に係る登録制度において、現行の共同申請の仕組みを維持しつつ、特許登録令に、申請書にその内容を証明する公正証書を添付した時は、登録権利者又は登録義務者の一方だけで申請することができる旨を規定する。

以 上